＝反社会的勢力に対する基本方針をふまえた対応＝

当社は、反社会的勢力に対する基本方針を定めており、レンタカー営業所におきましてはレンタカー貸渡約款第9条に基づき以下のとおり対応します。

1. 当社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）及び暴力団等との関係が認められる者との契約を拒絶、若しくは判明したときに契約を解除します。

2. 当社は、お客様が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行ったときは契約を拒絶、若しくは判明したときに契約を解除します。

①暴力的若しくは法的な責任を超えた不当な要求行為

②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

③風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

④その他前各号に準ずる行為

3.第1項、第2項の規定の適用によりお客様に損害が生じても、当社はその賠償を負いません。また、当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を請求致します。

Mitsubishi Internal